

千葉市社会福祉協議会共催及び後援等取扱い基準

1 趣旨

この基準は、本会が行う行事の共催及び後援の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 共催及び後援の区分

共催及び後援の区分は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 共催：本会が当該行事の企画または運営に参加し、共同主催者として責任の一部を分担すること。
- (2) 後援：本会が当該行事の趣旨に賛同し、その開催を援助すること。

3 対象行事

(1) 次のいずれにも該当する行事とする。

- ア 当該行事等が社会福祉に寄与することを目的としていること。
- イ 本会の施策の推進上有益であると認められるものであること。
- ウ 当該行事が千葉市内または隣接地域において行われること。
- エ 政治または宗教を目的としないこと。
- オ 公序良俗に反しないこと。

(2) 申請者は、どんな人でも参加しやすいよう配慮をするものとする。

4 申請手続

(1) 申請者は、後援承認申請書（様式第1号）により、本会会長に申請しなければならない。

(2) 本会会長は、前項の申請について承認するときは後援承認通知書（様式第2号）により、承認しないときは後援不承認通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

5 行事の実績報告

(1) 申請者は、当該共催または後援に係る行事が終了した日から14日以内に後援行事実績報告書（様式第4号）により、会長に報告しなければならない。

附 則

1 改正後のこの基準は、平成30年9月1日から適用する。

2 共催に係る様式第1号から第4号までの取扱いについては、様式中「後援」とあるものを「共催」と改めてこれを用いることができる。